

# 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和3年1月7日（木）18時30分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応

## 1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 1月6日15時時点)

国・地域		感染者数	死亡者数
米	国	21,046,195	357,258
イ	ン	10,374,932	150,114
ブ	ラ	7,810,400	197,732
ジ	ル		
ロ	シ	3,250,713	58,706
ア			
英	国	2,782,709	76,428
フ	ラ	2,737,884	66,417
ン	ス		
ト	ル	2,270,101	21,879
コ			
イ	タ	2,181,619	76,329
リ	ア		
ス	ペ	1,982,544	51,430
イ	ン		
ド	イ	1,814,565	36,757
ツ			
そ	の	30,153,012	775,889
他			
合	計	86,404,674	1,868,939

※191の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表1月5日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	64,752	648
大 阪	31,452	619
神 奈 川	23,514	290
愛 知	17,242	232
埼 玉	15,545	225
北 海 道	13,857	479
千 葉	11,877	124
兵 庫	10,449	233
福 岡	9,664	122
沖 縄	5,540	83
そ の 他	46,451	663
合 計	250,343	3,718

※チャーター便帰国者15名、空港検疫1,959名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

# ○都の発生状況(1月6日19時45分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	66,343 人
入院	3,090 人
軽症・中等症	2,977 人
重症	113 人
宿泊療養	924 人
自宅療養	4,901 人
入院・療養等調整中	3,516 人
死亡	656 人
退院等 (療養期間経過を含む)	53,256 人

## 陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名 (中国在住)
- ・都内在住者等 66,340名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理 (ECMOを含む) が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

## ○ 直近の国の動き

- 11月 9日 第14回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月10日 第45回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月12日 第15回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月16日 第46回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月20日 第16回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月21日 第47回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月25日 第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月27日 第48回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月11日 第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 12月14日 第49回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月23日 第19回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 12月28日 第50回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

## ○ 直近の都の動き

- 11月19日 第40回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月25日 第41回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月 2日 第42回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月14日 第43回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月17日 第44回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月21日 第45回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 直近の都の対応

- ・東京iCDCの設置(10月1日から)
- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(11月28日から12月17日まで)
- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)

# 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

## ○ 直近の各局の主な対応(10月～)

### 【政策企画局】

- ・ 1都3県知事による国への共同要請(10月16日)
- ・ 1都3県知事共同メッセージ発出(12月8日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(12月21日)

### 【総務局】

- ・ 「団体向け新型コロナウイルス感染防止対策自主点検等支援事業(総合支援事業)」の申請受付を開始(10月9日)
- ・ 経済的に困難な状況にある方を対象に緊急サポートスタッフを募集【全庁的取組】(12月11日)

### 【生活文化局】

- ・ 広報東京都10月号1面で、家庭内での感染予防について掲載
- ・ 広報東京都11月号1面・2面で、発熱時の受診フロー図などインフルエンザとの同時流行への備え、支援策について掲載
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに感染防止策に関するチラシを「やさしい日本語」、英語等で作成・配布
- ・ 広報東京都12月号5面・8面で、感染症対策条例の改正、年末年始の基本的な感染予防の徹底、STOP!コロナ差別について掲載
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「感染対策 短期集中」のチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・ 感染拡大防止CMを年末年始に放映(12月19日～)
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「年末年始に向けてのメッセージ 新型コロナウイルスうつさない・うつらない」を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・ 町会・自治会へ感染拡大防止対策を記載したチラシを送付し、各家庭への周知を依頼
- ・ 年末年始に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行
- ・ 外国人等が抱える年末年始の不安等に対応するため、TOCOSを12月29日、30日及び1月2日に臨時開設
- ・ 様々な悩みを抱える女性が孤立することのないよう、年末年始(12月29日～1月3日)に、東京ウィメンズプラザで緊急電話相談を実施
- ・ 地域における感染拡大防止対策の認知向上と意識啓発を図るため、町会・自治会の普及啓発活動を支援する「新型コロナ感染拡大防止普及啓発事業助成」の募集開始(12月23日)
- ・ 年末年始に都立文化施設で開催する文化事業を一部休止
- ・ 広報東京都1月号2面・6面で、「ウィズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載

## ○ 直近の各局の主な対応(10月～)

### 【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・ 年末年始期間における都立スポーツ施設等の一部利用中止等

### 【都市整備局】

- ・ 大晦日の終夜運転の中止等について、1都3県で鉄道事業者及び国に対し共同要請
- ・ 地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い

### 【住宅政策本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）

### 【環境局】

- ・ 年末年始期間における環境局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施

### 【福祉保健局】

- ・ 「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」を改正
- ・ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた取組をとりまとめ
- ・ 年末年始に向けた取組の充実
  - 発熱相談センターの電話回線数の増強
  - 診療・検査医療機関及び調剤薬局の体制確保支援
  - 入院患者受入体制の確保支援
  - 高齢者施設等の検査費用助成の対象拡大
  - 住まいや仕事を失った方への相談体制等の強化

### 【病院経営本部・福祉保健局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営を開始（12月16日～）

## ○ 直近の各局の主な対応(10月～)

### 【産業労働局】

- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)」の申請受付を開始(10月1日)
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急対策トライアル発注認定制度(第2回)」の申請受付を開始(10月1日)
- ・「オンライン東京ツアー」への参加申込の受付を開始(10月5日)
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始(10月8日)
- ・「オンラインツアー造成支援事業」の募集を開始(10月8日)
- ・「早期再就職緊急支援事業」の実施について公表(10月8日)
- ・「都内観光促進事業」(もっと楽しもう!TokyoTokyo)登録事業者の申請受付を開始(10月9日)
- ・「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」を実施(10月15日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の実施期間の延長について公表(10月28日)
- ・「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め等に関する電話特別労働相談」を実施(10月29日・30日)
- ・「新しい日常」に対応した観光事業者等の取組を紹介するウェブサイトを開設(10月30日)
- ・「飲食事業者向けテラス営業支援」の追加募集を開始(11月17日)
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11/28～12/17実施分)」について公表(11月25日)
- ・「都内観光促進事業」(もっと楽しもう!TokyoTokyo)の新規予約の一時停止について公表(11月25日)
- ・「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援」における内装・設備工事費の助成限度額の変更について公表(11月25日)
- ・サイバーセキュリティ対策の支援対象企業の募集内容について公表(11月25日)
- ・「都内観光促進事業」(もっと楽しもう!TokyoTokyo)の利用自粛について公表(12月3日)
- ・年末年始の多様な相談支援体制としてキャリアカウンセラーによる就労相談の実施について公表(12月21日)

### 【中央卸売市場】

- ・年末年始期間における市場の一般見学等を中止



## ○ 直近の各局の主な対応(10月～)

### 【建設局】

- ・ 年末年始期間における建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施

### 【港湾局】

- ・ 年末年始期間における港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の実施

### 【交通局】

- ・ 大晦日の都営地下鉄の終夜運転等を行わないことについて公表（12月18日）

### 【教育庁】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂及び周知  
（区市町村には改訂版ガイドラインを参考に周知）
- ・ 「東京都発熱相談センター」の開設についてを通知（区市町村には同センターの開設について参考に周知）
- ・ 年末年始に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてを通知  
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）
- ・ 年末年始における新型コロナウイルス感染症対策についてを通知  
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてを通知（一都三県緊急事態行動に伴う注意喚起）  
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）

# 感染状況・医療提供体制の分析（1月6日時点）

【1月7日モニタリング会議】

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (12月29日公表時点)	現在の数値 (1月6日公表時点)	前回との比較	(参考) これまでの最大値※6	項目ごとの分析※4		
感染状況	①新規陽性者数※5 (うち65歳以上)	751.0人 (93.6人)	1029.3人 (126.6人)		751.0人 (2020/12/29)	総括コメント	感染が拡大していると思われる	
	潜在・市中感染	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	67.9件	109.9件		117.1件 (2020/4/5)	新規陽性者数の増加を徹底的に抑制しなければならない。 接触歴等不明者の増加比は、高い水準で増加しており、実効性のある強い感染拡大防止策をただちに行う必要がある。	
	数	③新規陽性者における接触歴等不明者※5	475.6人	697.6人		475.6人 (2020/12/29)		
		増加比※2	134.0%	138.1%		281.7% (2020/4/9)		
医療提供体制	検査体制	④検査の陽性率（PCR・抗原）（検査人数）	8.4% (8,085.3人)	14.4% (6,799.3人)		31.7% (2020/4/11)	総括コメント	体制が逼迫していると思われる
	受入体制	⑤救急医療の東京ルール※3の適用件数	60.9件	79.6件		100.0件 (2020/5/5)	入院患者数は約3,000人と非常に高い水準の中で増加が続いており、医療提供体制が危機的状況に直面している。破綻を回避するためには、新規陽性者数を減らし、重症患者数を減少させることが最も重要である。	
		⑥入院患者数 (病床数)	2,274人 (3,500床)	3,090人 (4,000床)		2,274人 (2020/12/29)		
		⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者（病床数）	84人 (220床)	113人 (250床)		105人 (2020/4/28,29)		

※1 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

※5 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。

※6 前回の数値以前までの最大値

# モニタリング分析の結果（1/6）

## 1 感染状況

### <総括コメント（4段階）>



感染が拡大していると思われる



感染の再拡大に警戒が必要であると思われる / 感染が拡大しつつあると思われる



感染の再拡大に注意が必要であると思われる / 感染拡大の兆候があると思われる



感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

## 2 医療提供体制

### <総括コメント（4段階）>



体制が逼迫していると思われる



体制強化が必要であると思われる



体制強化の状態を維持する必要があると思われる / 体制強化の準備が必要であると思われる



通常の体制で対応可能であると思われる

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

---

令和3年1月7日

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

令和3年1月8日（金曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### （1）都民向け：不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- ・特に、20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

### （2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

## 2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

### <① 施設の使用制限>

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	・ 営業時間短縮を要請 （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで） ・ 令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

### <※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）	・ 20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼 ・ 令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼 ・ 令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時

### <② イベントの開催制限>

内容	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼） ・ 令和3年1月12日（火）0時～2月7日（日）24時
その他留意事項	・ 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛を依頼 ・ 成人式はオンライン・延期の協力依頼

# 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置

- ・都の緊急事態措置等に対する都民や事業者の疑問・不安や感染拡大防止協力金に関する質問等に対応するため、コールセンターを設置

設置日：令和3年1月8日（金）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567

# 協力金の支給について

緊急事態措置における営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた中小事業者へ、店舗ごとに感染拡大防止協力金を支給

**令和3年1月8日（金）から2月7日（日）まで**

○ 支給額 186万円

※ 準備などが必要なため、1月12日（火）からのご協力となる店舗については162万円を支給



# 補正予算の専決処分

営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金 1, 528億円

# テレワーク緊急強化月間について（緊急事態措置の期間）

- 「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施やローテーション勤務等により「出勤者数の7割削減」を事業者の皆様に要請

「東京ルール宣言企業」への制度融資の優遇措置（年度内）

- ・ 制度融資の信用保証料補助を全額補助

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業の拡充等（年度内）

- ・ 多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして都が提供  
（明日から宿泊施設の公募を開始） など

# 学校での対応

- 都立学校は、**感染防止対策を徹底しながら**  
**学校運営を継続**
- **部活動や飛沫感染の可能性の高い活動などは中止**
- **高校は、時差通学の徹底とともに、対面指導と  
オンライン学習等を組み合わせた分散登校を実施**
- **小中学校においては、感染症対策を徹底し、**  
**学校運営を継続していただきたい。**

# 緊急的な一時宿泊場所の提供

## ○ビジネスホテルの受付期間を延長



- ・ **対 象** 住まいを失った方
- ・ **受付期間** 緊急事態宣言期間中（～2月7日）
- ・ **受 付** TOKYOチャレンジネット
- ・ **問合せ先** 0120-874-225  
0120-874-505（女性専用）

## 営業時間短縮の要請に伴う補正予算について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき1月8日に専決処分を行います。

## 【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	1, 528	9兆3, 155	9兆4, 683

## 【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	1, 528	1, 190	338

(注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

(注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

## 【問合せ先】

財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

## 【補正事項】

### ○ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 1, 528億円 【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂き、かつ感染防止のガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小事業者の店舗を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(支給額)

1月8日(金)から2月7日(日)まで 186万円(店舗単位)

(なお、1月12日(火)から2月7日(日)までの場合 162万円(店舗単位))

## 「第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和3年1月7日（木）18時30分  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

それでは、第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。次第については、スライドの通りです。

次、まず世界各地の感染状況です。世界では、感染者数が約8,640万人、死亡者数については186万人を超える方々が亡くなられている状況です。

次、国内の発生状況になります。1月5日24時の時点で、感染者数が約25万人、死亡者数につきましては3,718名という状況であります。

次、都の発生状況になります。1月6日19時45分時点で陽性者数は、累計で6万6,343人、入院者数は3,090人、重症者が113人、宿泊924人、自宅療養4,901人といった状況です。退院等された方につきましては、5万3,256名という状況にあります。

次、直近の国の動きです。1月7日第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。これに合わせて基本的対処方針も改定をされています。直近の都の動きが右側になります。1月4日に第46回対策本部会議を開催いたしました。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。このページに関しては新たなところはあります。

次、住宅政策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集におきまして対象世帯と募集戸数を拡大し、随時募集におきまして、新たな団地を追加しております。合計355戸というところです。

次、このページに関しましては、新しいところはあります。

次、一番下のところになります、教育庁です。新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてということで通知を発出しております。これは、一都三県緊急事態行動に伴う注意喚起になります。区市町村には、都の措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

次、それでは本日行われました、モニタリング会議の分析結果につきまして、健康危機管理担当局長からご説明をお願いいたします。

### 【健康危機管理担当局長】

はい。それでは、ご説明いたします。先ほどモニタリング会議で報告されました専門家の分析結果につきまして、簡単にご説明いたします。

専門家の方々からはまず、感染状況について、新規陽性者数の増加を徹底的に抑制しなければならないこと、接触歴等不明者の増加比は、高い水準で増加しており、実効性のある強い感染拡大防止策をただちに実行する必要があることなどから、最高レベルの「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただきました。

続いて、医療提供体制についてでございますが、入院患者数は約 3,000 人と非常に高い水準の中で増加が続いており、医療提供体制が危機的状況に直面していること、破綻を回避するためには、新規陽性者数を減らし、重症患者数を減少させることが最も重要であることなどから、医療提供体制についても、4 段階のうち、最高レベルとなる「体制が逼迫していると思われる」との総括コメントをいただきました。

私からは以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、東京都緊急事態措置等（案）及びコールセンターにつきまして総務局からお願いいたします。

#### 【総務局次長】

はい。新型コロナウイルス感染拡大防止のための都における緊急事態措置等(案)、これに伴うコールセンターの設置の 2 点についてご説明を申し上げます。

国は本日、緊急事態宣言の発出を決定いたしました。明日 8 日 0 時から、2 月 7 日まで一都三県は、緊急事態宣言の対象となります。

これを受けまして、一都三県で一体となって、感染拡大防止に取り組みます。

対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は 1 月 8 日 0 時から 2 月 7 日 24 時までとします。

実施内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に都民向け、事業者向けに要請を実施いたします。

都民向けには、特措法第 45 条第 1 項に基づき、生活や健康維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請します。

都は、区市町村等と連携し、繁華街や商店街などで見回り、呼びかけを強化いたします。

また、事業者向けには、特措法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請するとともに、イベントの主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催等を要請します。

次に、施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的な内容です。

飲食店と、遊興施設等のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗に対し、営業時間を朝 5 時から 20 時までとすること、酒類の提供は、11 時から 19 時までとすることを



要請します。

要請期間は、1月8日0時から、2月7日24時までとします。

今回の措置は人流を抑制することに主眼があります。こうした飲食店等以外の施設についても、緊急事態措置以外の対応として、劇場、映画館、展示場、1,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分、運動施設、美術館、1000平方メートルを超えるサービス業を営む店舗などを対象に、20時以降の営業時間短縮、酒類の提供は、11時から19時までとすることについて協力をお願いします。

また、こちらの資料に記載のイベント関係の施設について、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とするよう協力をお願いいたします。これらの協力依頼の期間は、同じく1月8日零時から2月7日24時までとします。

イベントの開催制限についてですが、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下での開催を要請します。あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼をいたします。要請等の期間は、1月12日0時から2月7日24時までといたします。

また、新年会・賀詞交歓会などは、飲食に繋がるため自粛をお願いします。イベント等についてはオンラインでの実施や延期をお願いいたします。

なお、本日、開催をいたしました感染症対策審議会において、緊急事態措置等（案）について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置について説明します。緊急事態措置等に対する都民や事業者の疑問・不安や感染拡大防止協力金に関する質問等に対応するため、コールセンターを設置し、相談体制を強化いたします。

明日1月8日から設置し、開設時間は9時から19時まで、土日・祝日を含む毎日の体制で相談をお受けします。電話番号についてはご覧のとおりです。

私からは以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、協力金の支給、テレワークの推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

当局からは、2点報告いたします。

一点目は、協力金の支給についてです。今回の特措法に基づく要請に、全面的にご協力いただける飲食店等の中小事業者の皆様に対して、店舗ごとに協力金を支給いたします。

明日8日から2月7日までの御協力に対して、186万円を支給いたします。なお、準備等が必要な場合で、1月12日からのご協力となる店舗につきましては、162万円を支給いたします。

また、ガイドラインを遵守の上、ステッカーを掲示することを支給の要件といたします。

二点目は、テレワークの推進強化についてです。緊急事態措置の期間を「テレワーク緊急強化月間」といたします。事業者の皆様には、週3日、社員の6割以上の方にテレワークを実施していただき、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を組み合わせることで、「出勤者数の7割削減」を強く働きかけてまいります。

また、強化月間におきましては、先月から開始いたしました、「東京ルール宣言企業」への融資の優遇を充実いたします。さらに、都が多摩地域の宿泊施設を借り上げて、テレワークオフィスとして多くの方々に提供する事業を開始いたします。今月20日からの利用に向け、取り組んでいます。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、都立施設の取扱いにつきまして、政策企画局長からお願いいたします。

#### 【政策企画局長】

はい。スライドはございませんが、都立施設等の取扱いについて申し上げます。

先ほど、総務局から施設の使用制限やイベントの見直しに関する緊急事態措置等について報告がございました。

各局所管に係るものにつきましては、速やかにかつ適切な対応をお願いいたします。

加えまして、現在休館期間を延長しております、上野動物園や都庁展望室などの都立施設につきましては、緊急事態宣言の期間に合わせまして、引き続き2月7日(日)まで、休館といたします。

以上の点の詳細につきましては、別途、通知しますので、あわせてお願いいたします。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

#### 【教育長】

はい。学校の対応についてでございますが、都立学校につきましては、感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続して参ります。

さらに、感染症対策を強化するため、部活動や合唱等の飛沫感染の可能性の高い活動については、緊急事態宣言に伴う、都の緊急事態措置が解除されるまでの間、中止といたします。

また、高校生は、地域をまたいで広範囲に通学をしております、自主的な活動も多く、

家庭内感染や部活動などのほか、放課後の学校外における生徒だけの飲食等による感染事例も見られているところでございます。

このため、時差通学の徹底とともに、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等を組み合わせた分散登校を実施いたします。

小中学校につきましては、都の取組を区市町村にお知らせをいたしますが、児童生徒の行動特性が高校生とは大きく異なりますことから、同様の対応は求めないことといたしまして、引き続き感染症対策を徹底しながら、学校運営を継続していただきたいと考えております。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、一時宿泊場所の提供につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。新型コロナウイルス感染症の影響による失業等によりまして、住まいを失った方に対しては、年末から1月19日までの間、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しているところでございます。

この受付期間を、緊急事態宣言の期間が終了する2月7日まで延長することといたします。お問合せ等については記載の電話番号にお掛けいただければと思います。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

事前にかかっています、各局からの報告は以上でございますが、このほか、この場で発言等ある方いらっしゃいますか。Webで参加の皆様の中で、ご発言等ある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に、本部長からご発言をお願いいたします。

#### 【都知事】

皆さんご苦労さまでございます。

まず、今日のコロナ感染症の状況であります。本日の重症者数は121人、新規陽性者数が2,447人と、いずれも最多の数字となっております。

本日のモニタリング会議において、専門家からは、医療提供体制がひっ迫している、そのような指摘を受けております。まさに危機的な状況が続いております。

本日夕刻、政府によりまして、一都三県を対象として、緊急事態宣言が発出されました。

期間については、明日8日0時から2月7日までの1ヶ月程度となります。

この緊急事態を打開していくためには、都民・事業者の皆さんにご協力をいただいて、日々の行動を変える人の流れを徹底的に抑制していただく、このことを実現しなければなりません。

一都三県で協調し、国とも密に調整を図った上、都として、緊急事態措置等を決定いたしました。

また、飲食店等に対する営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただける中小事業者の皆様方に対しまして、協力金を支給いたします。

この協力金の支給につきましては、直ちに予算措置が必要となりますので、1,528億円の補正予算を編成いたしまして、専決処分をいたします。

この後、臨時記者会見を開きます。その場で、都民・事業者の皆様に対しまして、緊急事態打開のための呼びかけを行って参ります。

それぞれの局において、緊急事態宣言の下で、テレワークのより一層の活用など、更に効率的に働く、そして、一刻も早い事態の収束に向けて、都庁の総力を結集して都民の皆さんに対しての施策の推進に当たっていただきたいと思います。ともに頑張っていきましょう。よろしく申し上げます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。